# **News Release**







法人番号 9011005001123 2025 年 1 月 30 日

# ネット通販の落とし穴 「ポチる」前に確認すべき 4 つのポイント

# ~ネット購入品の事故増加を受けて新たな規制が開始されます~

インターネットで製品を購入するとき何を基準にしていますか。「安さ」で判断して購入する方も多いかと思いますが、実はその製品、低価格と引き替えに安全性が確保されていないかもしれません。

2014 年度から 2023 年度までの 10 年間に独立行政法人製品評価技術基盤機構 [NITE (ナイト)、理事長:長谷川 史彦、本所:東京都渋谷区西原] に通知された製品事故\*\*1では、インターネットで購入した製品(以下、ネット購入品。)による事故が 1617 件あり、ネット購入品による事故の割合は年々増加傾向にあります。また、近年海外の事業者が国内の輸入事業者を介さずにインターネット販売するケースが多くなっており、製品起因の火災等の事故も発生しています。

NITE (ナイト) は、ネット購入品の事故事例や購入の際に注意するポイントを紹介いたします。また、新たに海外からのインターネット販売における規制が盛り込まれた消費生活用製品安全法等<sup>※2</sup>の一部を改正する法律(2025年12月25日施行)の概要を紹介いたします。



モバイルバッテリー



電動アシスト自転車用バッテリー



ポータブル電源

# ■インターネットで購入の際に気を付ける4つのポイント

- ・他の製品と比べて極端に安価ではないか確認する。
- ・信頼できる販売元かどうか確認する(国内の連絡先が実在するか等)。
- ・「PS マーク」の近くに事業者名の表記があるか確認する。
- ・リチウムイオン電池搭載製品※3は廃棄方法を調べてから購入する。

# ■消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要(2025年12月25日施行)

- 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)
- ・インターネットモール等に対する出品削除要請等の創設
- 届出事項の公表制度の創設
- ・法令違反行為者の公表制度の創設
- (※) 本資料中の全ての画像は再現イメージであり、実際の事故とは関係ありません。
- (※1) 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故(死亡、重傷、火災等に至った製品事故)に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故を含みます。
- (※2) 消費生活用製品安全法 (消安法) 、電気用品安全法 (電安法) 、ガス事業法 (ガス事法) 、液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化に関する法律 (液石法)。
- (※3) バッテリー等の本体から取り外しができる製品も含みます。

# 1. 事故の発生状況

NITE が受け付けた製品事故情報のうち、2014 年度から 2023 年度までの 10 年間に発生したネット購入品の事故件数 1617 件について、事故発生状況を以下に示します。

# 1-1. 年度別の事故発生件数

図1は、NITE が受け付けた製品事故情報のうち、2014年度から2023年度までの10年間に発生した事故について、製品の購入方法が判明したものを分類したグラフです。ネット購入した製品による事故の割合は、2016年度までは10%未満でしたが、その後年々増加し、2022年度以降は約30%を占める状況となっています。



図1:ネット購入品の製品事故件数の推移(2014~2023年度)

# 1-2. ネット購入品で事業者不明の事故上位 10 製品

ネット購入品による事故のうち、販売元が海外であった等により製造輸入事業者が特定できなかった「事業者不明」の事故が多い上位 10 製品を「事業者判明」の事故件数と合わせて図 2 に示します。「バッテリー\*\*」が突出して多くなっており、3 番目に多い「照明器具」についても事業者不明の 43 件のうち約 7 割がリチウムイオン電池搭載製品による事故となっています。

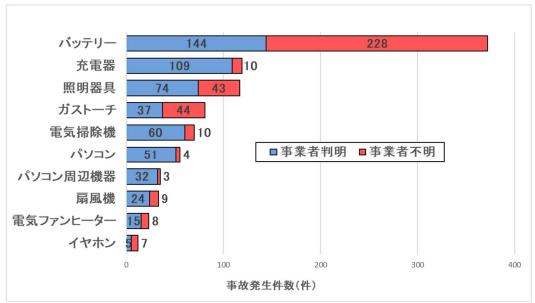


図2: ネット購入品の事故で事業者不明の件数の多い上位10製品(2014~2023年度)

(※4)「バッテリー」はリチウムイオン電池以外の充電式の電池を内蔵する製品や電池単体も含みます。

# 1-3. ネット購入品で事業者不明であった事故上位 10 製品の原因別件数

ネット購入品で「事業者不明」の事故件数の上位 10 製品の原因別の件数を図 3 に示します。ほとんどの製品で「製品起因」による事故の割合が多くなっています。

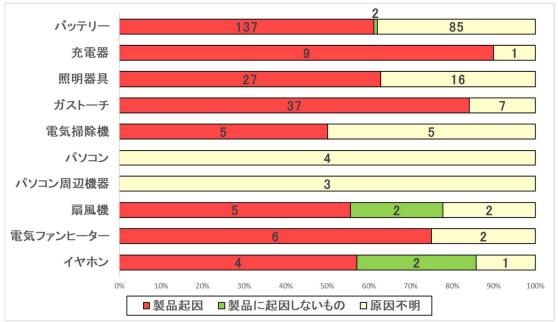


図3:ネット購入品で事業者不明の事故の上位10製品の原因別件数(2014~2023年度) ※「バッテリー」は調査中の4件を除く

# 1-4. ネット購入品で事業者不明であった事故上位 10 製品の被害状況

ネット購入品で「事業者不明」の事故件数の上位 10 製品の被害状況別の件数を表 1 に示します。いずれの製品も火災の割合が多く、拡大被害\*\*5 も多く発生しています。

表 1: ネット購入品で事業者不明の事故の上位 10 製品の被害別状況※6 (2014~2023 年度)

製品群	人的被害			物的被害				うち
	死亡	重傷	軽傷	拡大 被害	製品破損	不明	総計	火災
バッテリー		1 (1)	17 (23)	195	11	4	228 (24)	208
ガストーチ		1 (1)	11 (11)	19	13		44 (12)	38
照明器具			(0)	39	4		43 (0)	40
電気掃除機			1 (1)	9			10 (1)	9
充電器			(0)	7	3		10 (0)	9
扇風機			2 (2)	4	3		9 (2)	8
電気ファンヒーター			(0)	6	2		8 (0)	6
イヤホン			(0)	6	1		7 (0)	6
パソコン			(0)	1	3		4 (0)	3
パソコン周辺機器			1 (1)	2			3 (1)	1

<sup>(※5)</sup> 製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすこと。

<sup>(※6) ()</sup>は被害者数。物的被害(製品破損または拡大被害)があった場合でも人的被害のあったものは、人的被害に区分している。また、人的被害(死亡・重傷・軽傷)が複数同時に発生している場合は、最も重篤な分類で事故件数をカウントし、重複カウントはしていない。

# 2. 事故事例

■非純正品として販売されたものによる事故「電動工具用バッテリー」 事故発生年月 2024年3月(鳥取県、30歳代・男性、拡大被害)

# 【事故の内容】

ネット購入品の電動工具用バッテリーを充電中、バッテリー付近から出火し、周辺を焼損した。

# 【事故の原因】

バッテリーがリチウムイオン電池のセル間の電圧のアンバランスを検知する回路がない構造であったため、過充電により異常発熱し、焼損したものと推定される。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

バッテリー 非純正

# ■リチウムイオン電池が異常発熱した事故「ポータブル電源」

事故発生年月 2023 年 4 月 (愛知県、50 歳代・男性、軽傷・拡大被害)

#### 【事故の内容】

ネット購入品のポータブル電源を充電中、ポータブル電源付近から出火し、周辺を焼損し、軽傷を負った。

# 【事故の原因】

焼損が著しく、原因の特定はできなかったが、リチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定される。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

ポータブル電源

# ■設計に問題があり異常発熱した事故「LED ランプ」

事故発生年月 2023 年 7 月 (兵庫県、年齢性別不明、製品破損)

# 【事故の内容】

ネット購入品の LED ランプの電源プラグと延長コードの接続部付近から出火した。

#### 【事故の原因】

電源プラグ刃がアルミニウム製で電気用品安全法の基準を満たさない材質であり、配線カシメ部が強度の低い構造であったため、カシメ部付近で異常発熱が生じ、焼損したものと推定される。

【<u>NITE SAFE-Lite</u>検索キーワード例】

LED ランプ カシメ





X線写真(左:事故同型式品の電源プラグ、右:比較品)

■製造工程で作業ミス等の不具合があった事故「電気ファンヒーター(セラミックヒーター)」 事故発生年月 2023 年 1 月 (佐賀県、70 歳代・男性、製品破損)

# 【事故の内容】

ネット購入品の電気ファンヒーターを使用中、電気ファンヒーター付近から異音がして、出火 した。

#### 【事故の原因】

内部配線の取り回しに不具合があったため、首振り時に内部配線の接続部に過度な応力が繰り返し加わり、半断線が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。

【NITE SAFE-Lite 検索キーワード例】

電気ファンヒーター 半断線

# 3. インターネットで購入の際に気を付ける4つのポイント

# 高リスクな製品を購入しないために気を付けること

# 〇他の製品と比べて極端に安価ではないか確認する。

例として家電製品では、電気用品安全法等に定められた安全性の基準を満たすための試験等を実施しているため、通常その分の費用が製品価格に反映されています。極端に安い場合は、そのような安全性に対しての試験が実施されていなかったり、材質や設計等に必要なコストをかけていなかったりする可能性があり注意が必要です。

# 〇信頼できる販売元かどうか確認する (国内の連絡先が実在するか等)。

# - 説明文などが不自然な日本語表記ではないか

翻訳ソフトの文章をそのまま使用する等により製品説明が不自然な日本語表記となっていたり、メーカー名の記載がなかったりする場合は注意が必要です。

また、商品説明の他にレビューにおいても、高評価のレビュー内容が不自然な日本語になっている場合や販売数に対してわずか数日間で多くの高評価のレビューがある場合はやらせレビュー(さくらレビュー)\*7の可能性がありますので注意してください。

(※7) やらせレビューとは、"使用したことがないのに雇われて高評価の偽レビューをする"といったもので、高評価を付けるとその報酬に金券類がもらえるものも存在しています。

# 販売元の問い合わせ先が実在しており、日本語で対応が可能か

不具合があった際に、日本語で対応できなかったり、連絡がつかなかったりするケースが発生しています。販売元の情報を確認し、サポートが日本語に対応しているかどうか、連絡先 (電話番号や住所)が海外になっていないか、また、連絡先が実在するか確認するようにしましょう。

なお、海外から直接個人輸入された電気用品安全法等で規制対象となっている製品については、必要な検査をせずに PS マーク<sup>※8</sup> をつけているケースもあり、安全基準を満たしていない場合があります。

(※8) PS マークとは、安全基準への適合を含む消費生活用製品安全法等の規則に準じた対応ができている製品に表示されるマークです。消安法なら PSC、電安法なら PSE、ガス事法なら PSTG、液石法なら PSLPG マークとなります。また、それぞれのリスクレベルに応じ、円に PS マークと、菱形に PS マークがあります。

# 〇「PS マーク」の近くに事業者名があるか確認する。

電気用品安全法等で規制対象となっている製品は、国内の製造輸入事業者が技術基準を満たしていることを確認したのち、PSE 等の PS マークを表示することができます。PS マークの近くに製造輸入事業者名(略称や登録商標の場合もあります)が必要となります。



また、"PSE マーク取得"等の記載があるものについても注意が必要です。PS マークは取得するものではなく、技術基準適合等の義務を果たした証として、事業者が自ら表示するものとなります。

# 〇リチウムイオン電池搭載製品は廃棄方法を調べてから購入する。

海外から直接個人輸入されたリチウムイオン電池搭載製品は、廃棄が困難となることがあります。自治体や家電量販店等で廃棄(回収)可能な製品か、"購入する前に"確認するようにしましょう。廃棄方法についての詳細は(別紙5)をご確認ください。

なお、ごみ収集車等の火災の原因になるため、一般のごみに混ぜないでください。

ごみ収集車にモバイルバッテリーが挟まれて発火





ごみ処理場の破砕機に バッテリーが挟まれて発火





# ■製品事故以外の消費者庁による注意喚起

ネットでの購入に関するトラブルや注意点について、製品事故以外に関しても消費者庁が 注意喚起を行っています。

〇出典:消費者庁「インターネット通販トラブル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_policy/caution/internet/trouble/internet.html

# ~こんなサイトには御注意!~



明らかに粗悪品を購入してしまった場合は、各自治体にある消費生活センターへご相談ください。インターネットモールによってはサポートセンターなどを設けており、返品や事業者への連絡を行っているところもあります。

製品事故などのトラブルに遭われた場合は、消費者ホットライン「188」まで連絡してください。

# 事故事例・リコール情報を確認

# 〇過去に発生した事故情報、リコール情報を確認する。

# 【NITE SAFE-Lite (ナイト セーフ・ライト) のご紹介】

NITE はホームページで製品事故に特化したウェブ検索ツール「NITE SAFE-Lite (ナイト セーフ・ライト)」のサービスを行っています。製品の利用者が慣れ親しんだ名称で製品名を入力すると、その名称(製品)に関連する事故の情報やリコール情報を検索することができます。また、事故事例の【SAFE-Lite 検索キーワード例】で例示されたキーワードで検索することで、類似した事故が表示されます。

\_





https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/safe-lite.html

※製品事故情報を収集し、公開して広く社会で共有して、事故原因の分析・評価や再発防止に活用していくことは 重要です。そうした事故情報が活用されて、従来の基準が見直され、安全性の向上した新基準での製品がつくら れ、流通・販売されることで、関連事故の減少につながります。

もし製品事故に遭われた場合には、消費者の皆さんは購入先(販売事業者)やメーカー(海外製品であれば輸入事業者等)または消費者ホットライン「188」(最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口)に、また、流通・販売事業者におかれてはそうした製品事故情報を知った場合には当該製品のメーカー等に、それぞれ報告いただくようご協力をお願いします。

# 【消費者庁のリコール情報検索サイトのご紹介】

「消費者庁リコール情報サイト」では、消費者向け商品のリコール情報を掲載しており、キーワードによりリコール情報を検索することができます。さらに、「リコール情報メールサービス」に登録することで、新規のリコール情報等が提供されます。





https://www.recall.caa.go.jp/

# お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター 所長 大下 龍蔵

担当者 製品安全広報課 宮川 七重、山﨑 卓矢、清水 与也

Mail : ps@nite.go.jp Tel : 06-6612-2066

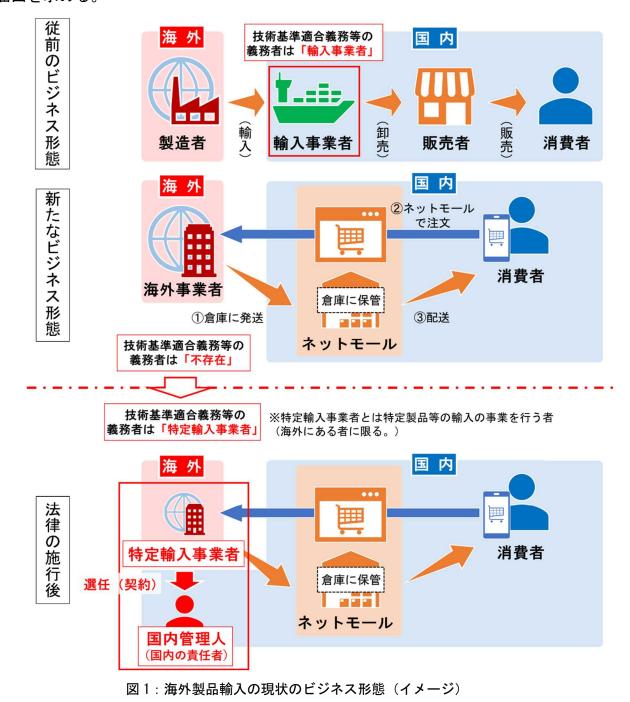
# 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の概要

2024年6月26日に公布された消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の中で、インターネット取引の拡大への対応についての概要を紹介いたします。(2025年12月25日施行)

# インターネット取引の拡大への対応の概要

# 〇海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)

海外事業者がインターネットモール等を利用するなどして、「消費生活用製品安全法等の規制対象製品(PS マーク対象製品)」を<u>国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合</u>、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者(国内管理人)の選任・届出を求める。



また、PS マーク対象製品を取り扱わないため国内管理人の選任が必要ない場合を含め、海外事業者が国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接「消費生活用製品」を販売し、国内で当該製品による重大製品事故(死亡、重傷、火災等)が発生した場合、それを認知した日から10日以内に当該海外事業者には消費者庁へ事故報告を届出する義務が生じます。

# 〇インターネットモール等に対する出品削除要請等の創設

インターネットモール等において提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険 が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が 講じられることが期待できないときは、インターネットモールの運営事業者等に対し、当該製 品の出品削除の要請等をできるようになります。

# 〇届出事項の公表制度の創設

消費者やインターネットモール等の情報の非対称性を解消するため、届出事業者の氏名や 特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を新設します。

# ○法令違反行為者の公表制度の創設

法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することが できる制度を新設します。

上記の他、インターネット取引における製品安全を確保するための取り組みとして、2023 年6月にリコール製品や安全ではない製品によるリスクから消費者を守るため日本版「製品安全誓約」が開始され、2025 年 1 月 30 日時点で国内 8 事業者が署名・参加しております。「製品安全誓約」は、0ECD(経済協力開発機構)が公表した「製品安全誓約の声明」を踏まえて、関係省庁と主要なインターネットモール等を運営する事業者との協働により策定したものです。

具体的には、①リコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品を削除する取組、②消費者からリコール製品や安全基準等を定める法令に違反した製品の出品が通知された場合の取組、③さらに、こうした取組を実施するための内部管理体制が構築・維持されることとなり、その事業者が運営するインターネットモールにおいて購入する製品の安全性の更なる向上が図られます。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer safety/product safety pledge/

# 消費生活用製品安全法等を改正する法律に関してのお問い合わせ先

経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課

Tel:03-3501-1511(内線)4301~4310

# 国内の商取引全体に対する電子商取引が占める割合

経済産業省が公表している「電子商取引に関する市場調査」によると、国内の商取引全体に対して電子商取引が占める割合(EC化率)は増加傾向にあります。そのため、ネット通販で購入した製品による事故も同様に高い割合で推移する可能性があります。

# ○経済産業省「電子商取引に関する市場調査」

https://www.meti.go.jp/policy/it\_policy/statistics/outlook/ie\_outlook.html

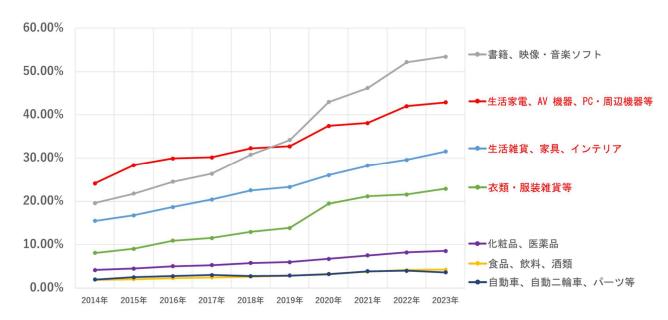


図:物販系分野のBtoC-EC(消費者向け電子商取引)市場のEC化率推移(2015~2023年度の「電子商取引に関する市場調査」の各資料のデータより作成)

# 充電器の誤接続にもご注意ください

機器本体に付属している充電器とは異なる充電条件の充電器を誤って接続したことが原因で発火する事故(「充電器の誤接続による事故」)も発生しています。充電器は、製品によって出力電圧などの充電条件が異なりますが、充電器と機器をつなぐ接続部の形状は同じものも多く、他社製品に付属していた充電器でも接続できることがあります。







充電器に多く見られるプラグの形状

類似の形状でも出力電圧の異なる充電器

●「充電器の誤接続による事故」の事例:スティック型掃除機用バッテリー

事故発生年月 2024年1月 (静岡県、30歳代・男性、拡大被害)

# 【事故の内容】

ネット通販で購入した掃除機を充電中、掃除機付近から出火し、周辺を焼損した。

# 【事故の原因】

焼損が著しく、全ての電気部品が確認できなかったことから、原因の特定はできなかったが、バッテリーに出力電圧の高い他社製 AC アダプターを接続して充電したため、リチウムイオン電池セルが過充電となって異常発熱し、出火した可能性が考えられる。

#### 【NITE SAFE-Lite 検索キーワード】

リチウムイオン AC アダプター 充電器

# 充電器の誤接続に注意する。

# ○適切な充電条件を確認し、仕様の異なる充電器を誤って接続しないようにする。

充電器は、それぞれ充電条件などの仕様が異なりますが、充電器と機器をつなぐプラグの形状は同じものも多く、他製品に付属していた充電器でも接続できてしまうことがあります。特に付属の充電器よりも高い電圧の充電器に、リチウムイオン電池搭載製品をつなぐと、制御回路が破損等によりバッテリー内部の電池セルが過充電状態となって、発火や破裂などの事故に至るおそれがあります。

ラベル表示による対策 (例) ▶



# バッテリーを安全に保管するために

モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池が内蔵されている製品について、NITE で行っている保管方法を交えて拡大被害のリスクを下げる保管方法をお伝えします。

※以下の対応を行っても確実に火災・延焼を防ぐものではありません。

# 〇外出時・就寝時の充電は控える

バッテリーの事故のほとんどは充電中に発生しています。万が一発火した際にすぐ対応できるよう外 出時や就寝時の充電は控えましょう。(特に外出時の充電はやめましょう)

# 〇保管するときはバッテリー残量を減らす

バッテリー残量を減らす(放電する)と、内部で異常が発生した際に発火するリスクを下げることができます。

※長期間保管する場合は過放電となって使用できなくなる可能性があるため、数か月~半年おきに少しは充電するようにしましょう。(間隔はメーカーの取扱説明書に従ってください)

# ○異常を感じたら金属製の保管容器にいれる

発火した際の延焼を防ぐために鉄等の金属製容器にいれるようにしましょう。 (蓋のできる土鍋や金属鍋も利用できます)









図:NITE が使用しているバッテリーの保管容器例

# ■万が一発火した際は「消火器」「大量の水」で消火する

リチウムイオン電池は空気の遮断や温度を下げる消火方法が有効です。消火器や大量の水で消火するようにしましょう。

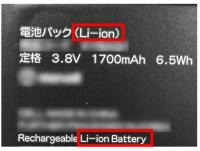
※もし延焼して炎が背丈より大きい場合や危険を感じたら、直ちに避難して消防へ通報しましょう。

# リチウムイオン電池搭載製品を廃棄する際の注意点

#### 〇製品にリチウムイオン電池 (LiB) が使用されているか確認する

充電して使用する製品は、ほぼ全てリチウムイオン電池(以下、LiB。)などの充電式電池が使用されています。

製品本体の表示や取扱説明書を確認し、LiBが使用されているか確認してください。「リチウムイオン」の他に、「リチウムポリマー」「Li-ion」「Li-Po」などと記載されている製品にもLiBが使用されています。記載がない場合などは販売店、メーカーに確認してください。



表示例(電池パック本体表示)

#### 〇自治体の指示に従って正しく捨てる

ごみ処理過程では、ごみを圧縮したり、破砕したりするなど、強い外力を加える工程が含まれることがあります。誤った捨て方により LiB がこれらの工程で強い外力を受けて損傷すると火災につながるおそれがあるため、他のごみと区別する必要があります。

LiB が使用されている製品は、分別方法など含め、お住まいの自治体の指示に従って、正しく捨ててください。

# 〇一般社団法人 JBRC の回収対象電池は協力店・協力自治体に持ち込む

一般社団法人 JBRC では、資源有効利用促進法に基づき、所属会員 企業が製造または販売した LiB を含む小型充電式電池を回収していま す。回収対象となる小型充電式電池は電池の表面にリサイクルマーク の表示があります(ただし、法規制以前の古い電池にはリサイクルマ ークが無いものもありますが、JBRC の会員企業製リチウムイオン電 池であれば回収しています)。

不要になった回収対象の小型充電式電池は、家電量販店やホームセンター等の協力店または協力自治体にお持ちください。会員企業、協力店・協力自治体は、JBRCのウェブサイトで確認できます。



リサイクルマーク表示例

https://www.jbrc.com/general/recycle kensaku/

なお、一般社団法人 JBRC による回収の対象となる電池は以下の条件を満たす必要があります。

- ・一般社団法人 JBRC の会員企業製であること (会員企業外品やメーカー不明品は回収対象外)
- ・電池種類(二カド電池、ニッケル水素電池、LiB のいずれか)が明確であること
- ・破損、水濡れや膨張等の異常のある電池や、外装なしのラミネートタイプの電池ではないこと

# 〇メーカーや販売店による回収サービスを利用する

製品によっては、メーカーや販売店等が不要になった製品の回収を受け付けている場合がありますので、取扱説明書やメーカー等のホームページを確認してください。

#### 〇放電してから (電池を使い切ってから) 捨てる

LiB は満充電状態よりも、使い切った(放電しきった)状態の方が発火等のリスクが低くなります。 事故防止のため、できるだけ電池を使い切ってから捨てるようにしてください。